

平成30年11月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

平成30年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成30年11月30日（金）午後1時30分から午後4時08分

2 場 所 議員協議会室（松本市役所 東庁舎3階）

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	岩垂 治	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席委員 3人

7番	小林 弘也	16番	河野 徹
22番	三村 晴夫		

5 出席推進委員 4人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推10番	太田 辰男	推18番	中澤 一海

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第131号、第132号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第133号、第134号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第135号～第144号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第145号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第146号～第151号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第152号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件（議案第153号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 協議事項

ア 農地の山林化（非農地）審査の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(2) 報告事項

ア 平成30年度違反転用への対応について

イ 平成30年度非農地判断実施方針について

ウ 平成30年度松本市農業施策に関する意見書について

エ 平成30年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について

オ 平成30年度全国農業新聞の普及推進結果について

カ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	技 師	阪本 考司
		〃	主 事	青柳 和幸
		農 政 課	主 事	川嶋 遥
		西部農林課	主 査	上條 裕之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 古沢会長代理

12 議長就任 農業委員会等に関する法律第5条第5項並びに松本市農業委員会総会会議規則第3条により古沢会長代理が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 12番 塩原 忠 委員

13番 田中 悦郎 委員

〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。



なっております。5,000株を出荷して、300万円の販売を見込んでございます。農業技術についてですけれども、ご自身は今回初めて農業に携わるということですが、出荷先の〇〇〇〇〇〇〇〇〇がキクラゲ栽培の研修指導を行っているということで、それを受けながら栽培をしていくということです。通作距離につきましては、約4キロ、車で移動ということになります。今後経営規模の拡大を目指しておりますので、ご承知おきいただければと存じます。議案につきましては、4ページの45番になりますので、お願いいたします。ご署名につきましては、今井地区の田中農業委員からちょうだいしてございます。よろしくをお願いいたします。

引き続き12ページ、整理番号3番、〇〇〇〇様になります。ご住所及び借り入れ農地はともに今井地区、農地の筆数等につきましては、5筆、9,974平米を借り入れ予定です。就農の目的は、出荷等を行う営農、栽培予定品目につきましては、スイカ、ブロッコリー、長芋になります。出荷先はJAを予定、販売予定量としましては、スイカ23トン、ブロッコリー1.2トン、長芋3.5トン、年間700万円の販売額を見込んでございます。続けて、農業経験及び技術習得ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で3年間野菜栽培の研修を受けております。なお、こちらの会社につきましては、農地所有適格法人で、農業実績のある会社であることに加えて、農協とも関連のある会社になっております。通作距離は約2キロ、車で移動になります。農業機具は、運搬用のトラック、トラクター、トレンチャーを所有してございます。今後規模拡大を目指すということでお話をいただいております。できれば今回の権利取得の農地近辺で野菜栽培のための農地をあっせんしてほしいとご要望を承っておりますので、あわせてご報告いたします。議案につきましては、9ページの7番になりますので、ご確認いただければと存じます。署名につきましては、今井地区の田中農業委員及び松本ハイランド農協選出の三村農業委員からそれぞれご署名をちょうだいしてございますので、ご報告いたします。

では、新規就農者につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員から補足がありましたら、お願いいたします。

田中委員。

田中農業委員

3名の方で、わかる範囲で説明をしたいと思います。

1番の〇〇〇〇さんですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から紹介がありまして、遊休農地になっているところへこの方が就農します。先ほどの麦150キロとネギだけでは収入が少ないですが、ほかに職業を持っていらっしゃるようで、農業に携わりたいということで、取っかかりとしてここをやるということです。農機具等も用意してあるようですので、いいのではないかと思います。将来、どういうふうにするかというビジョンをつくりながら、技術を習得して、収益を上げていくという過程をとり、目標を

持って、意欲的に進んでほしいという意見を対面でしてあります。

2番目の〇〇さんですけれども、キクラゲを栽培して、どこから収入を得られるかが非常に疑問であったわけですが、先ほどの説明のとおり、栽培後は会社へ納めて、それで収益を上げるというシステムができ上がっているようです。また、本人からお話を聞くと、息子さんと2人で一緒に頑張りたいということですし、借り入れる農地も遊休農地でしたので、いいのではないかと考えました。会社との関係と収益性を念頭に置きながら、間違いのないようにやってほしいということを申し添えてあります。

3番目の〇〇さんですが、先ほど〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で研修されたということですが、今井に10数年前に〇〇さんという方が新規就農されまして、実質的にはその方から集中的に技術を習得しております。平成30年度もスイカ、ブロッコリー、長芋を既に自分でつくっていて、ある程度いいものはとれております。出身は県外ですが、松本で農業に取り組みたいということで、そういう意欲と実績を踏まえて署名しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。よろしく願いいたします。

私のほうからは、農用地利用集積計画の決定の件、農用地利用配分計画案の承認の件につきまして説明させていただきます。

まず、議案第131号について説明させていただきますので、資料の1ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第131号）。

今回、特に補足して説明する事項はございませんので、合計欄だけ読み上げますので、7ページをごらんください。

合計、一般分、筆数51筆、貸し付け32人、借り入れ18人、面積9万7,357平米。

円滑化事業分、93筆、貸し付け45人、借り入れ42人、面積14万616平米。

所有権の移転、10筆、貸し付け4人、借り入れ2人、面積1万8,389平米。

第18条2項6号関係、1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積999平米。

農地中間管理権の設定、28筆、貸し付け14人、借り入れ1人、面積4万9,887平米。

合計、筆数183筆、貸し付け96人、借り入れ64人、面積30万7,248平米。

当月の利用権設定（全体）のうち、認定農業者への集積ですが、筆数96筆、面積14万9,933平米、集積率は62.74%となっております。議案第131号については以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長

議案第131号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第132号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課）

では、引き続き説明させていただきます。

資料8ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第132号）。

合計だけ読み上げます。

円滑化事業分のみとなっております。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,310平米、認定農業者への集積は100%となっております。

議案第132号については以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第132号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室している濱委員の入室を許可いたします。

(濱委員 入室)

議長 続きまして、議案第133号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程します。  
農政課から説明をお願いします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) では、続きまして9ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件(議案第133号)。  
内容は一覧のとおりとなっております。  
合計だけ読み上げますので、10ページをごらんください。  
合計、筆数25筆、貸し付け1人、借り入れ9人、面積4万5,617平米。  
当月の利用権設定(中間管理権設定)のうち、認定農業者への集積ですが、筆数20筆、面積3万5,643平米、集積率は78.14%となっております。  
議案第133号については以上になります。

議長 ありがとうございます。  
ただいま説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第133号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。  
続きまして、議案第134号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程します。



農政課から説明をお願いします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

引き続きよろしくお願ひいたします。

11ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件（議案第134号）。

合計だけ読み上げます。

合計、筆数3筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4,270平米。借受人は認定農業者になりますので、認定農業者への集積率は100%となっております。

議案第134号については以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第134号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

ご苦労さまでした。

続きまして、議案第135号から144号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、10件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

高橋主査。

高橋主査

それでは、総会資料13ページをごらんください。

初めに、議案第135号ですが、11月27日に代理人から申請を取り下げる旨の申し出があったため、こちらの議案第135号は取り下げとなりましたことを報告いたします。

それでは、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

議案第136号、和田〇〇〇〇－〇、現況地目、田、3,691平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第137号、和田〇〇〇〇－〇、現況地目、田、1,157平米外2筆、合計8,346平米を農業経営規模拡大のため、売買に

より〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第138号、神林〇〇〇-〇、現況地目、田、1, 813 平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

1枚おめくりいただきまして、議案第139号、神林〇〇〇〇番地、現況地目、田、1, 984 平米を農業経営規模拡大のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第140号、中山〇〇〇〇番地、現況地目、田、1, 029 平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第141号、入山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、347 平米外2筆、合計1, 041 平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第142号、洞〇〇〇〇番地、現況地目、畑、591 平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第143号、洞〇〇〇番地、現況地目、畑、965 平米外1筆、合計1, 556 平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

最後に、議案第144号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、913 平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上9件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、地元委員の意見を議案第136号から順次求めます。

まず初めに、議案第136号、議案第137号、2件につきまして、長谷川委員からお願いいたします。

長谷川農業委員

きのう見に行ってきました。両議案の場所は、全てきれいに耕作されている農地ということを確認してまいりました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、138号、139号を塩原委員さん、お願いいたします。

塩原農業委員

この138号の〇〇さん、大規模にやっている人で、問題はないと思います。

そして、〇〇さんですが、公売のための所有権移転で、これも問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、議案第140号、会長欠席でございますので、太田最適化推進委員お願いいたします。

太田推進委員 小林会長と確認してきました。農地保全のため問題ありません。よろしく  
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、議案第141号、入山辺、百瀬さん、お願いいたします。

百瀬農業委員 11月26日に農地最適化推進委員の朝倉さんと一緒に見てきました。3  
カ所というか、3筆あるんですけれども、1筆が畑で、あと2筆がブドウ  
園の棚が張ってあるんですけれども、草刈り管理がされておりました。あ  
と2反歩ほどこのほかにつくっているんですけれども、それはネギを植え  
たり、野菜が植わっており問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。  
議案番号142番、143番、洞でございます。竹島委員さん、お願いい  
たします。

竹島農業委員 142、143とも地主さんが相続したけれども、農業をやらないとい  
うことで、この土地を142号は〇〇さんと25日に面談しながらお話しし  
たら、しっかり管理していくということで、現在、大きな農業を営んでお  
りますので、大丈夫ということで確認してまいりました。問題ないと思わ  
れます。

143号につきましても、同じく地主さんが農業をもうやっていかないと、  
遺産相続したけれどもできないということで、この〇〇さんに買ってもら  
ったというようなお話もありまして、現地を確認しましたら、しっかり管  
理しておりまして、問題ないと、このように思われますので、よろしくお  
願いします。

議長 ありがとうございます。  
議案第144号、波田、波多腰委員さん、お願いいたします。

波多腰農業委員 耕作されておりまして、きれいに管理されておりますので、問題はないと  
思います。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、全体を通して他の委員で質疑、意見等ありましたら、発言を  
求めます。  
ございませんでしょうか。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件9件について、一括して集約いたします。

議案第136号から144号について、原案どおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。  
それでは、事務局から説明を求めます。  
大内主査。

大内主査 それでは、議案書の16ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号145号、神林〇〇〇-〇、現況地目、畑、1, 100平米に神林にお住まいの〇〇〇〇さんが太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は2種であり、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。  
なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。  
以上、1件、1筆、1, 100平米です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第145号について、地元委員の意見を求めます。  
神林ですので、塩原委員、お願いします。

塩原農業委員 この土地は、数年もう作物は作付されてなくて、管理だけされていますが、草も一本もなく管理されていました。そして、この立地条件ですが、これ、川と市の水道施設と住宅に囲まれたところなんで、別に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、現地調査委員の意見を求めます。  
中川委員、金子委員、いずれかお願いいたします。

中川農業委員 中川です。  
先日、金子委員と見てまいりました。塩原委員おっしゃったとおりでございまして、特に問題のある案件とは言えないと思います。

ただ、個人的な気持ちを言わせていただくとすれば、安易に太陽光というのはいかがなものかという気持ちはないこともないです。ただし、本件につきましては、代替性がないということ、あるいは周囲がもう畑ではないということで、やむを得ないものであるなという形で判断させていただきます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。  
ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第145号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第146号から151号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
阪本技師、大内主査。

阪本技師

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。  
農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。  
議案番号146号、島内〇〇〇-〇、現況地目、畑、213平米に〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は1種農地ですが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。  
続きまして、議案番号147号です。島内〇〇〇〇-〇、現況地目、田、22平米外1筆、計2筆、52平米に島内にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が通路用地を申請するものです。農地区分は1種農地ですが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。  
続きまして、議案番号148号です。島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、140平米に島立にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

大内主査

続きまして、議案番号第149号です。笹賀〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、292平米に笹賀にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。農地区分は2種であり、位置的代替性がないため、許



議 長 続きます、147号をお願いいたします。

中川農業委員 147号でございます。写真をごらんいただくと、写真の2ページの上なんですけど、細長いところなんですけど、その右側が道路になっているんですね。細い道路で、緊急車両が通れないというようなことで、それでこの細長い部分を転用して道路にしたいということです。もういたし方ないのかなと、許可相当と判断できると思います。  
以上です。

議 長 すみません、はい。阪本技師。

阪本技師 この案件も委員さんが休みですので、事務局から報告します。  
147号でございます。  
場所については、島高松の交差点から北北東に400メートルくらい行った場所にあります。こちらの場所なんですけれども、宅地に通ずる部分が狭いということで、今回、敷地を広げていまして、以前の宅地が、道が狭かったために火事で消失してしまいました。今回、宅地を販売するに当たり、道が余りにも狭くて売れないということで、今回の申請になっております。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
まず146号の案件で他の委員さんで本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。  
質問、ご意見ございますでしょうか。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようでございますので、ただいまから集約いたします。  
議案第146号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きます、議案第147号について質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第147号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第148号、島立、地元委員の意見を求めます。濱委員さん、お願いいたします。

濱農業委員 それでは、ご報告をいたします。  
場所ですが、上高地線大庭駅の西南約190メートルぐらい、島立の大庭町会の固まりの西側の中の一部になります。この申請地ですが、〇〇〇〇さんの住宅の東側、それと隣地の住宅の間にある畑になります。青垣根がありまして、その中の畑ということになっておりまして、畑として使用するには、ちょっと日当たりの面だとか、いろいろ都合の悪いところがございます。これを転用して、住宅建てるということがございますが、隣地への影響も、東側にちょっと余裕を持って建てるということがございますし、2階建てということがございます。格段問題はないかと思います。

議長 続きまして、現地調査委員の意見を求めます。

中川農業委員 濱委員おっしゃるとおりで、特に問題がある案件ではないと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。  
ございませんか。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第148号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第149号、地元委員の意見を求めます。  
岩垂委員、お願いいたします。

岩垂農業委員 3ページの写真をごらんいただきたいと思いますが、北に向かって撮られておりまして、場所は松本空港の東側です。県道、バスが通る朝日線というのがあるんですが、その東で、周りがほとんど住宅地となりつつある場



所でございます。写真は北向きに撮られておりまして、上のほうにもう新築住宅が見えると思いますけれども、右上見ていただきますと屋根が見えると思います。これ、はっきり言いまして段丘の上なんです。よくここへ建てるなというふうに感心いたしました。週辺はもう住宅地に近いという感じでございますので、もう新築ならやむを得ないなというふうに判断してまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、現地調査委員の意見を求めます。

中川農業委員 同様でございます。ここでちょっと農業には現実無理かなってということで、許可相当と判断して差し支えないと思います。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第149号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第150号について、地元委員の意見を求めます。太田推進委員、お願いいたします。

太田推進委員 小林会長、出張ですので、私のほうから説明させていただきます。  
この場所は、以前は廃タイヤが高さ5メートルくらいぎっしり入っていたところで、夏になると、その廃タイヤの中に雨水が入って、ボウフラがいっぱいわいちゃって、この辺、もう蚊だらけで、近隣者から苦情が出ていたわけですが、今回こういうことできれいにこの場所を整理してもらって、駐車場になるということは、やむを得ないし、いいことだと思います。小林会長もそのように申ししていましたので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、現地調査委員の意見を求めます。

中川農業委員 同様でございます。許可相当と判断して差し支えないと思います。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようなので、ただいまから集約いたします。  
議案第150号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第151号について、地元委員の意見を求めます。  
梓川ですので、私から申し上げます。  
この場所は、梓川の商工会、また梓川駐在所の裏の位置になりまして、これは右側のほうは水田が続いております。この左側は野菜がつけられております。右側は細い農道がありまして、その横には牧草がつけられております。これは農道に隣接しているようなわずかな狭い土地ですので、やむを得ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。  
続きまして、現地調査委員の意見を求めます。

中川農業委員 同様でございます。許可相当と判断して差し支えないと思います。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。  
田中委員。

田中農業委員 これに特化しているわけじゃありませんけれども、追認案件と敷地拡張の定義を教えてください。

議長 阪本技師。

阪本技師 追認案件と敷地拡張は全く別のものございまして、追認は、農地に建物を建ててしまった場合など、違反状態を追認申請によって是正させるものです。敷地拡張については、転用の基準の1つになりまして、例えば既存の宅地、駐車場でも、既存施設の2分の1、例えば500平米だとしたら、既存の宅地が250平米以内でしたら拡張できることになる許可基準の1つになります。この案件については、まず、追認申請ができるかどうか事前に県と協議を行うわけなんですけど、追認申請をする場合、転用の許可基準はどの基準に該当するかの判断で、この案件については、既存敷地の拡張でとれるということの申請になっております。ですので、追認申請をする上で、転用の基準が取れなければ、追認申請に至らないということに

もなります。

議長 田中委員どうでしょうか。

田中農業委員 その基準はわかるんですが、ケース・バイ・ケースで、追認という相談も時々受けるんですが、全て追認で了解になるのかという、その辺のね、ここですぐあれとは言いませんが、敷地拡張は、今おっしゃったように、2分の1の敷地拡張なら、比較的容易に敷地拡張の基準はクリアできるという理解でいいんですかね。

議長 阪本技師。

阪本技師 基準の1つで、今回は敷地拡張をとっておりまして、追認もいろいろな状況がありますが、転用の基準が取れなければ難しいと思います。

議長 田中委員、よろしいでしょうか。  
ほかの委員、ございますでしょうか。ございませんか。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようなので、ただいまから集約いたします。  
議案第151号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第152号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程いたします。  
それでは、事務局から説明を求めます。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、19ページをごらんください。  
相続税納税猶予の適格者証明願の承認についてです。  
議案第152号、相続人、〇〇〇〇さんが空港東〇〇〇〇番地外4筆、合計面積7,815平米について、適格者の承認を受けるものです。  
以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第152号について、地元委員の意見を求めます。  
岩垂委員、お願いいたします。

岩垂農業委員 〇〇〇〇番地と〇〇〇〇-〇は畑でリンゴ園でございます。〇〇〇〇は田

んぼでございますけれども、自家菜園です。〇〇〇〇、〇〇〇〇は本年度転作大豆の作付になっておりました。農地として適正に利用されているというふうに判断してまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第152号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第153号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から説明を求めます。

高橋主査

それでは、議案第153号ですが、こちらは沢村にお住まいの〇〇〇〇さんが沢村〇-〇〇〇〇-〇、138平米外1筆、合計395平米について承認を受けるものです。

以上1件です。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議案第153号について、地元委員の意見を求めます。

青木委員、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんのお宅なんですけど、岡田神沢の下のところにあるところですが、この畑は自宅の裏にございまして、細長いところのところ2つになっておりますけれども、両方畑になってございまして、3年前に行ったときも見させてもらっているんですけど、変わってございまして。果樹と野菜をつくられてございまして、リンゴだとか、カキだとかって木が3年前よりは少し大きくなっているかなという程度でございまして。野菜も、ネギ、野沢菜等々つくられており、問題ないと思って判断してまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第153号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからキについて、一括説明を求めます。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、報告事項について説明いたします。  
初めに、21ページ、非農地証明交付状況の件、3件、22ページから23ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、14件、24ページ、公共事業の施行に伴う届け出の件、1件、25ページ、26ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、27ページ、28ページ、農地法第4条の規定による届出の件、10件、29ページから31ページまで、農地法第5条の規定による届出の件、14件でございます。32ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、4件。  
以上になります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきを願います。  
続きまして、本日お配りしました農地に関する事項の協議事項に入ります。  
協議事項のア、農地の山林化（非農地）審査の件について、事務局から説明を求めます。  
阪本技師。

阪本技師 それでは、本日お配りしました「差し替え」と右上に書いてございます次第の2枚目、3枚つづりになっています。右上に「次第」と書いてある2枚目をお開きください。  
協議事項、農地の山林化（非農地）審査の件でございます。  
安曇野市にお住まいの〇〇〇さんから、島内〇〇〇〇-〇につきまして、

山林化の非農地証明願が提出されたものでございます。山林となったのは昭和50年であります。

以上、計1件、1筆、2,763平米でございます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、ただいまの件について、地元委員の意見を求めます。

島内の案件ですが、先ほど同様、河野委員、堀内推進委員が欠席されておりますので、事務局からお願いいたします。阪本技師。

阪本技師

こちらの場所についてですが、松本有料道路の島内側の料金所のすぐ西側の線路沿いがございます。こちらは、一帯山林となっております、周に農地もないことですから、特に問題ないと河野委員さんから伺っております。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員で本件について質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

農地の山林化（非農地）にすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

農地に関する事項について議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。

再開は2時46分といたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長

それでは、総会を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項のア、平成30年度違反転用への対応について議題とします。

事務局の説明を求めます。

齋藤係長。

齋藤担当係長

それでは、議案書33ページになります。

今年度の違反転用の対応について報告させていただきます。

趣旨でございます。

農地を無断で農地以外の目的で使用していると判断される事案については、違反転用ということになりまして、適正な処理を今年度もしていただくものでございます。

2番、違反転用の種類でございます。

(1) 無断転用。農地法4条、5条の許可を受けずに転用したもの。先ほどの追認識案でもありましたけれど、転用の許可を得ずに建物を建ててしまったなどが(1)番に該当します。

続きまして、(2)番でございます。無断転用以外の違反転用ということで、目的外転用という言い方もします。これにつきましては、農地法4条5条の許可を受けたけれども、許可の用途に違反しているもの。たとえば、住宅を建てる目的で許可をとったが資材置き場になっているだとか、住宅を建てる許可をとったけれども、まだ農地として使っている、これも目的外の違反転用というようなこととなります。

続きまして、平成29年度の違反転用の実績でございます。昨年度35件59筆、6万1269平米でございます。

4番の今年度の進め方です。

利用状況調査、農業委員さんにしていただきました。その結果、違反転用ではないかというリストがこちらに上がってきていますので事務局で、その違反転用と思われる場所の許可または届け出があるかどうか確認します。許可のないものについては、現場を見ての判断をさせていただきます。その結果、該当地区の委員さんに相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

34ページには、農業委員さんが事情聴取を行う際に、どんなことについて聞き取りをするのか、参考として記載してありますので、ご確認ください。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして伺いますが、発言のある委員は挙手を願います。

柳澤委員。

柳澤農業委員

違反転用の件ですが、当地区にも何年来の違反転用じゃないかというふうな場所があるんですが、どのような対応、何年も使われているのかということをお聞きしたいと思っております。

議 長

齋藤係長。

齋藤担当係長

確かに新村にあります。そこは、先ほど言ったように、まず転用の基準がとれない場所です。昨年からは是正通知を事務局から送るなどは是正さ

せるための指導を行っております、引続き是正に向け指導を行ってまいりますので、委員さんも引続きの協力をお願いします。

柳澤農業委員 今後も事務局に相談しながら行っていきますのでお願いします。

議長 そのほかの委員さん、ございますでしょうか。  
ありませんか。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知をいただき、ご協力をお願いします。

次に、報告事項のイ、平成30年度非農地判断実施方針について議題とします。

事務局の説明を求めます。

中野主査。

中野主査 では、議案書35ページ、非農地判断の実施方針についてということでご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

1、要旨といたしまして、平成26年度の農地法の改正に伴い、非農地判断は所有者の同意なく農業委員会の専権で実施できるというふうになりました。平成28年度から事務処理の方法を変更し、非農地判断を実施してきております。本年度におきましても、同様に非農地判断を行っていきたいと考えております。

2、非農地判断の根拠。

「「農地法の運用について」の制定について」にて定められております。

こちらのほう、資料1、ページ37、38ページに抜粋を記載させていただいてございます。

P37の中段、第4、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取り扱いについての部分の網かけの部分でございます。農地の判断は、こちらの農地の判断につきましては、ことしの6月から7月に行われた農地パトロールにて判断をまずしております。

38ページ、(4)の網かけの部分でございます。非農地判断を行う筆は、一体どのような農地なのかというものの記載になります。

ア、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件設備が著しく困難な場合。また、山林化してはいないんだけど、その農地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても、今後継続して農地として耕作していくことが見込まれない場合というものが判断基準となっております。

このイにつきましては、松本市では毎年の判断におきまして、余りない状況でございます。ほとんどがアの森林の山になっている農地でございます。



### 3、平成30年度の変更事項。

こちらにつきまして、まず訂正がございまして、(1)の資料2の記載が、本来資料3となります。(2)の資料3と書かれているものが資料2となります。よろしくお願いいたします。

まず、(1)農業振興地域内農用地域(青地)の農地につきましても、非農地判断候補地といたします。こちらにつきましては、資料3、41ページ、こちらですが、農林水産省のほうから「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」ということで、ことしの3月に通知がございました。

内容につきましては、43ページになります。上段の③、農業振興地域内や農用地域内にある土地は、農業の振興を図るべきであり、たとえ森林の様相を呈していたとしても、非農地判断ができないという、こちらが質問になります。

この質問に関して、43ページ下段、矢印の③でございまして。③の意見については、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について、第16の2の(1)の①のウにおいて、農用地域内の農地であっても、非農地判断され得ることを前提に、その場合の留意事項が規定されているところであり、農用地域内であっても、非農地判断は行うものであるという農林水産省からの回答がございまして、これをもとに、今年度から青地の農地につきましても、非農地判断の候補地とさせていただきます。

(2)非農地判断実施の際、総会または部会の決議を必ずしも必要とするものではないこと及び所有者等の所在がわからない場合には、当該所有者等への農地に該当しない旨の通知を不要とすることとする。

資料2、39ページになります。こちらの中段にございまして。1の「運用通知の一部改正について」に記載がございまして。昨年度までは、2月の委員会にて非農地判断の農地部会の決議を行ってまいりました。今年度からは、報告のみとさせていただきます。この一部改正につきましても、農林水産省のほうから改正通知が出ております。

39ページは県からの概略のもので、40ページが農林水産省からの通知となっております。こちらをもとに、総会での決議を行わず、所有者の所在地がわからない場合につきましては、農地に該当しない旨の通知を不要とさせていただきます。

### 4、事務処理の進め方。

(1)農業委員会は、非農地判断候補地の所有者に対して、非農地判断を実施する旨及び当該農地が植林である場合や、非農地判断の実施に同意しない場合は申し出る旨の事前通知を発送します。

こちらについて、今、発送の準備をしているところでございまして。

同意しない場合についての申し出の期間につきましては、来年度1月31日木曜日を予定しております。通知が出てからこの日までには非農地判断を取り下げてほしいという連絡があった場合につきましては、その農地を今後どのように再生していくかどうかの聞き取り等を行った上で、それが可能である場合につきましては、取り下げを行うことといたします。

(2) 農業委員会は、上記の申し出のない農地について非農地判断を実施し、所有者に対し非農地通知書を送付するとともに、法務局において地目の登記変更を行っていただく指導文書を発送いたします。

(3) 農業委員会は、非農地判断を実施した農地について、その非農地判断を実施した情報につきまして、市の農政課、耕地林務課、資産税課、法務局に対して情報提供を行います。

#### 5、事前に通知について。

事前通知の用紙につきましては、45ページから48ページに記載させていただきました。この45ページの下段のところに申し出の期限といたしまして、平成31年1月31日木曜日というのを記載しております。

実際に、48ページ、資料4-3ですけれども、所有者に対して、この筆が対象となっているんだよという筆の一覧、土地名義人の名前、面積等が入ったのを送付いたします。

こちら、実際に送付されますと、ひょっとすると委員さんのほうに、これはどんな通知なんだということでお問い合わせ等があるかもしれませんので、このような通知が発送されていることをご承知おきいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、通知書に記載した農業委員会事務局の担当のほうに連絡をしていただくようご助言をお願いいたします。

6、平成30年度非農地判断候補地、こちら、資料4、49ページになります。候補地面積73万6,121平米、筆数1,307、該当名義人数673人、こちらがことしの非農地判断の現段階での候補地となっております。今後、この数字につきましては増減があるものと考えられます。

(1) 利用状況調査の結果、こちら、農地パトロールになるんですけれども、山林化している農地について、再生が困難だろうというものについて、その農地が該当となっております。

先ほども説明いたしましたが、農業振興地域内農用地区域の青地につきましても、平成30年度、今回のものから判断対象とさせていただいております。

植林ではない農地、これは確認がとれるものについては外しております。

#### 7、今後の予定。

実際にこの通知なんですけれども、現段階で12月中旬、できれば14日に発送する予定であります。1月31日までに非農地判断について取り下げてほしいものを精査いたしまして、来年の2月の委員会におきまして、実際に非農地判断を決定したものについて報告させていただきます。

先日、法務局の担当登記官と相談した結果、3月中下旬に非農地判断決定通知書を送付してほしいとのことでしたので、発送はその頃の予定です。

最後に非農地判断の実施なんですけれども、農地パトロールの結果によるものでございます。非農地判断は、農家台帳から該当農地を外しますけれども、登記が変わらなければ登記上では農地ですので、農業委員会としては非農地となるんですけれども、登記上としては農地というふうに残ってしまう場合もございますので、その辺、ご注意をお願いいたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員は挙手をお願いします。  
はい。

朝倉委員

ちょっと初歩的な質問なんですけれども、非農地になった場合に、例えば地目山林というふうになった場合には、資産税課で固定資産税が安くなるのか、そういうことはあるんですか。

中野主査

そうですね。具体的に話しますと、この30年度に非農地決定したものに つきましては、その情報を資産税課にお渡ししますので、平成31年度の課税については、課税地目は変わりませんが、32年度の課税からは山林で課税されるようになりますので、農地よりかは当然山林のほうが評価は低いものでございますので、多少税金は低くなって課税されるようになります。

議 長

よろしいですか。

朝倉委員

はい。

議 長

そのほかに質問ありますか。  
はい。

河西委員

すみません、ちょっと非農地判断につきまして十分に理解ができない、全体的な話をちょっと理解できない部分がありましたので、確認させていただきたいんですけれども、36ページの今後の予定というのに沿って、これから動いていくということで、それについての全体的な説明という理解でいいですか。

中野主査

そのとおりになります。このように事務処理を行う、この予定に合わせて事務処理をこのようにやっていきますという説明になります。

河西委員

ありがとうございます。  
それじゃ、それについて、農業委員と推進委員は具体的に何をするのかという動きがちょっとわからなかったもので、そのあたりを少し説明していただきたいと思います。

中野主査

非農地決定につきましては、特段委員さんのほうで動いていただくことはございません。ただ、先ほども言いましたが、非農地判断候補地の所有者に対しましては、通知がこれから発送されますので、それについて、農業

委員さんや推進委員さんのほうへ何かお問い合わせがあったときは、それは事務局の担当のほうにご連絡をしていただくようお願いを伝えていただければ結構です。

河西委員                    ありがとうございます。わかりました。

議     長                    前田委員さん。

前田農業委員                お願いします。  
植林の件がちょっと（3）に出ていますけれども、植林をしてある農地の木を切った場合には、例えば青地のところに植林してあるとかそういう場合ですけれども、その場合には、どのような考え方になるわけですか。

議     長                    中野主査。

中野主査                    青地の農地に植林をした場合ということですね。

前田農業委員                ええ。

中野主査                    そうしますと、それは、そうですね、2と3両方該当するんですけれども、その青地の農地が植林した農地であれば、森林のようになっていたとしても、それは農地課税、農地のままです。農地除外は行わないです。

前田農業委員                すみません、ちょっと私の質問が悪くて通じなかったのかもしれませんが、要するに、青地のところに許可を得ないで植林をしてしまったと。けれども、その植林した木を所有者が伐採した場合には、この青地の農地をこれ、非農地にできるかということです。

中野主査                    伐採したら農地に戻るようになりますので、青地からは外さないですね、まだ。

前田農業委員                外せない。

中野主査                    外しませんね。その外すものは、山林のようになっていないと外しませんので、許可を得ないで植林した状態のときは、まだ農地ですので、それを切ったとしても、まだ農地の可能性がありますので、まだその段階では、すぐは外しません。

前田農業委員                わかりました。

議     長                    中條委員。

中條農業委員 7月ですか、農地パトロールをやったのは。その時はまだ農業委員じゃなくて現場を見てないので、この非農地候補地というもの、その名義人さんの名簿とか、提供してもらうことはできますか。

議 長 中野主査。

中野主査 各地区の委員さんのほうからご要望があれば、資料自体は当然持っていますので、提示のほうはできます。ただ、件数が多いものですので、もし必要ということであれば、言っていただければ、お渡しできます。

中條農業委員 ちょっとそういう問い合わせが来たときに、誰かがわからないので、ちょっとあればありがたいかなと思って。

中野主査 承知しました。言っていただければ、ご用意いたします。お願いします。

議 長 前田委員。

前田農業委員 地図に青地か白地かの表示はないですね。全て黄色になっていますよね。黄色の枠になっていますが。

中野主査 はい。

前田農業委員 それを青地と白地を区別して表示するということはできますか。

議 長 中野主査。

中野主査 表示はできます。表示はできるんですが、多分いろいろな情報を入れ込むと、ちょっと見にくくなることも考えられますけれども、青地、白地のみの表示であれば、出そうと思えば、それは地図上に落として、資料としてお渡しできます。

前田農業委員 いいです。

議 長 よろしいですか。

前田農業委員 やれということではないので。

議 長 はい。  
そのほかに質問ございますでしょうか。  
齋藤係長。

齋藤担当係長 すいません、今の非農地の説明ですが、先ほど違反転用の説明をさせてい

ただきましたので、違反転用農地と非農地判断との確認を再度していただきたいですけれども、農振農用地内に植林をした山林について、非農地にはならないのかという判断ですが、植林行為は転用行為です。したがって、農振農用地に限らず、農地に転用の許可を得ずに植林した場合については、違反転用に該当します。よって、非農地としての判断というより、違反転用としての判断になろうかと思いますので、許可を得ずに植林をしてしまったような事案で、非農地にしたいような相談がありましたら、事案ごとに調整させていただきますので事務局まで相談をかけてください。

あと、植林した木を伐採して、農地として耕作できる状態になっていれば、違反状態の是正がされたことになりまして、当然、非農地としての該当からも外れます、あと、伐採だけ行って、農地としては耕作できない状態であれば、山林として確認ができなくなりますので、山林原野化としての非農地からの該当も外れてしまいます。よって、農地として耕作ができないので、転用の申請もできないということになりまして、何も手続きができなくなってしまいます。ですので、伐採をする前に、まず相談をいただければと思います。

以上です、すいませんでした。

議 長 前田委員さん、いかがでしょうか。

前田 委員 結構です。難しいですね。

議 長 ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項の2、平成30年度松本市農業施策に関する意見書について議題とします。

事務局の説明を求めます。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、資料50ページからお願いします。

平成30年度松本市農業施策に関する意見書についてということで、本日は農業振興委員会で2回ほど、10月以降2回ほど協議してまいりましたが、その内容につきまして、中間報告をさせていただきます。また、ご意見がありましたら、それも反映していければということでございます。

2番目のところで、意見書の作成方針ということで、協議の中で、本年度は2項目について意見書を提出するという方向になっております。スタートが10月ということで、遅かったものですから、項目を絞ってという方向で今のところまとまってきております。項目1は、収入保険制度に対す

る加入支援、項目2は、中山間地域農業に対する支援の充実という内容でございます。

また、3番目のところですが、意見書提出後の懇談会、こちらは3月27日に懇談会を予定しておりますけれども、この間の農業振興委員会の協議結果では、意見書の内容に限らず、農業情勢の幅広い話題から、市と自由に意見交換できるような形で進めていったらどうかというような意見もあったところでございます。

4番目が今後の予定ということで載せてございますが、本日、中間報告、その後に12月10日、第3回目の農業振興委員会で意見書の案を協議、そして12月27日の12月の定例総会で意見書を決定していただければと考えております。年明けまして、1月28日に意見書を提出しまして、3月27日に懇談会という予定で進めてまいります。

51ページからは内容について載せてございます。

本番の意見書につきましては、こんなに細かく箇条書きでというようなことは考えておりませんが、裏のほうまで理解していただく意味で、より詳しいものを今回は載せてございます。

まず1番目、収入保険の関係ですが、現状です。農産物の収入減少リスク、それから価格低下リスク、こちらの国策として、農業共済制度、それから野菜価格安定制度、ナラシ対策等ございます。

市の支援策としては、次の2つが措置されています。果樹共済制度への加入支援ということで、農家掛金の3割を補助しております。(2)として、価格安定制度の関係は、いろいろな品目あるわけですが、原則農家負担掛金の3分の1を市が補助しているという状況です。

2番目、農産物の中で、果樹は自然災害の影響を受けやすい、野菜は価格変動の影響を受けやすいという中で、農家の経営安定策として、国制度に上乘せして市が支援していくという認識でございます。

3番目、29年の法改正で農産物の種類を問わず農業者のあらゆる収入減少リスクを丸ごとカバーする収入保険制度が創設されております。制度開始は来年1月からでございます。

4番目、収入保険制度の導入に伴い、果樹共済制度も見直しになります。これは平成34年からもう見直しが決まっているんですが、今、リンゴなんかでは、主要な加入方式であります特定危険方式ですね。例えば、3セットと言っている霜と雹と台風の3セットで入る特定危険方式、こちら、34年産以降は、その方式自体が廃止されてしまうという状況でございます。ですから、総合方式ということで、病虫害も含めた対象になる方式に集約されていくということが決まっております。

課題としては、1番目、新たに始まる収入保険制度は、今度果樹共済制度と野菜価格安定制度との選択制を採用しているもので、収入保険に入る場合は、もう果樹共済は入れないと。収入保険に入る場合は、価格安定対策にも入れないということになります。したがって、今の状態ですと、当然の結果として、収入保険制度を選択すれば、市の補助からは外れてくるということになります。

2番目、先ほど説明したとおり、果樹共済制度でも、34年産以降は特定危険方式が廃止になりますので、加入者の制度の選択肢が狭くなります。

3点目ですね。収入保険制度の創設によりまして、市の果樹共済と価格安定対策制度に対する支援のあり方を含めまして、農業経営リスクに対する支援策の再構築の時期に来ているんじゃないかというふうに考えております。

一番下の農業委員会の意見ということですが、1番目、家族経営が大半を占めている。担い手の高齢化が進行している。それから、自然災害、価格変動の影響を受けやすい農業にはさまざまな経営リスクが存在するという前提に立ちまして、国制度に加入する備えある農業者を市も一緒になって後押しすると、こういう基本姿勢を確認することが必要かと考えております。

2番目、農作物の種類を問わず農業者のあらゆる収入減少リスクに対処できる収入保険制度は農業経営安定の切り札と考えられます。ですので、根幹施策として、収入保険制度への加入支援を図る新たな制度の構築に向けて、早急に研究を進めていただきたいというところでございます。

これが農業委員会の意見の考え方でございます。

52、53ページは、収入保険の細かい説明をつくってございます。

52ページの2番目、加入できるのは、前提としては青色申告者になります。

3番目として、全ての農産物を対象に農業者の収入減少を補てんするというので、品目への偏りはないということでございます。

4番目として、農業者の収入減少リスクを丸ごとカバーということ、例えば保管中や運搬中の事故であったり、農業者のけがや病気なども対応できる制度でございます。

5番目として、収入減少を頻発する者とそうでない者の公平性を確保していると。保険料率は全21区分になっていて、自動車保険などと同様、被害を頻発していれば保険料は上がってくるし、被害のない人は保険料が下がってくるというようなことになっております。

補てん対象は、基準収入の9割を下回ったときということでございます。

53ページへ行って、手厚い国庫補助があるということでございます。

あとはごらんとおりということでございます。

54ページ、55ページは、果樹共済制度、価格安定制度の説明になっておりますが、先ほど申しましたとおり、54ページの一番上のほうに果樹の種類でリンゴがございしますが、農済に確認しましたところ、30年産の加入方式別シェアでは、リンゴの特定危険方式は、半相殺方式と樹園地単位方式とあるわけですが、圧倒的に特定危険方式に入っている農業者が多くて、30年産は9割弱がこの方式なんです、34年産以降は、一番メインとなっているこの方式はもう廃止されてしまいます。さりとて、総合短縮方式に移るかどうかというのは未知数でございます。被害割合が3割を超える被害じゃないと総合方式は支払対象にならないというような点も、損得勘定でみると、農業者が踏み切れない要因になっていることがあるか



と思います。

また、他市の状況ですが、(2)で果樹共済の加入支援状況ということで、松本、塩尻、安曇野市と比較しております。松本市は掛金の3割を補助している状況でございます。これは、歴史をたどりますと、平成11年度から掛金への補助が始まっております。途中、14年度から25年度は補助率2割だったという歴史はあります。

55ページは、価格安定制度の説明ということで、こちらについては、県も資金造成に協力している部分がございます。

いずれにしましても、果樹共済、価格安定制度と収入保険制度は、どちらかを選ぶというようなことになってくるわけでございます。

続きまして、56、57ページでございます。

中山間地域農業に対する支援の充実ということでございます。

非常にこれ、中山間地農業、問題がたくさんありまして、幅広い問題点があります。どうやってこの農業委員会の意見をまとめていくかというふうなところ、かなり難しい部分ではございます。

まず、現状でございますが、現状はもう書いてあるとおりでございまして、説明するまでもないわけでございます。

国で、2番目のところで、中山間地域等直接支払交付金を措置していますが、けれども、耕作放棄地は明らかに多いわけですし、担い手への集積も進んでないと。そもそも担い手がもういなくなっているということですし、補助金もらっても、もう手がないよというふうな状態になっていると。広大な農地のあぜをどうするかというようなこともあります。

3番目のところで、中山間地域ごとに、市内ではソバとか、ブドウとか、伝統野菜、山菜、ジビエ、有機農業、直売所活用、農村交流、都市農村交流など振興してきているわけですが、なかなか目に見えて成果が上がってないという状況もあります。

先ほど出ましたとおり、4番目のところですが、農業委員会では、山林化が著しいところは農地台帳から除外してきているということで、これまで760ヘクタールも、もう台帳から除外してきております。これだけ除外しても、耕作放棄地率は平地よりも格段に高いという状況でございます。

課題としましては、中山間地域の農地を営農目的の担い手や趣味的な農業を志向する者など、多様な担い手の総力でいかに効率的に利用して、新たな耕作放棄地を抑えていくのかというようなことかと考えております。

農業委員会の意見としましては、こちら辺のまとめ方、非常に難しい部分ではございますが、1番目として、計画的な農地利用の推進が必要じゃないかということでまとめております。地域ごとに現在の農地の利用状況を把握、整理することから始めなきゃいけないだろうと。各地域の特色を生かした将来的な農地利用計画をつくって、図面上に見える化する作業も必要じゃないかと。これが効率的な農地利用を推進するというようになって、こちら、まさに我々農業委員会の課題でもあるわけでございます。

市に要望するだけじゃなくて、我々自身もやっていかなきゃいけないというところで、我々自身の取り組みを再確認する意味でも、農業委員会の意

見ということで挙げております。

例えば、こんなような目的に活用できるんじゃないかということで、白丸3つ挙げております。

その下のところ、立地条件ですね。標高であったり、気候であったり、水利であったり、土質であったり、風景、歴史、地域資源、こちらの立地条件や農地情報ですね。担い手集積図、リタイヤ予定農地、畦畔管理困難地等の農地情報から、地域の現状を見詰め直すことが必要だろうと。農地の将来予測のもと、より効率的、効果的な農地利用のあり方を地域が一体となって議論していく必要があるんじゃないかと。これ、地域に対して、我々農業委員会とともに、その課題解決手法を含めた計画づくり全般に関して、専門的な見地からぜひ助言、指導をお願いしたいというふうにまとめてございます。

2番目、スマート農業の推進ということで挙げております。

やはり省力化ということがキーワードになってくるかと思えます。例えば、あぜ草を刈るにも、斜面で手をかけず省力的に草が刈れるような技術はないだろうか。あと、局地気象観測によりまして、その地域毎の局地気象データを測定する等しまして、そのデータを効率的な営農とか新品目の導入などに生かしていけないかというふうなスマート農業の関係。

それから、3点目として、中山間地域における営農環境の確保ということでございますが、こちら、要望が主になりますけれども、松枯れ現象、それから異常気象ということで、ますますこれから木も枯れていくし、災害もふえるという中で、せっかく整備した獣害防護柵の修理や、その防護柵の緩衝帯の維持・管理に対する十分な予算の確保、それから森林化等で日陰ができるということで、樹木を伐採したり除去したりするようなどころへの補助、それから全般的に市単事業において、中山間地域対象事業の総合的な補助率向上ができないものかどうか。あと、森林税というようなものを有効活用して、山を治め、水を治め、里山を整備し、松くい虫被害防止対策を推進するというような基礎的なところが中山間地域を救うという考え方でまとめております。

58、59は、基礎資料ということで、いろいろなデータをまとめたものでございますので、ごらんいただきたいと思えます。

ということで、実際の意見書は来月決定していただきますが、こんなに細かくは意見書としては出しませんが、裏も見せた形のものになっておりますけれども、もう少し一般的な言葉でさらっとした形で意見書はまとめて、市のほうに出したいというふうに考えております。

また、さらに12月10日の農業委員会で内容も変わってくることも想定されます。

いずれにしても、本日は中間報告ということで、こんな形で本年度は出していこうというものをご説明した次第でございます。

以上でございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員は挙手を願います。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりです。来月の定例総会で意見書を決定できるよう、農業振興委員会で引き続き協議しますので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のエ、平成30年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、資料は61ページになります。

平成30年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてでございます。

1の要旨ですが、松塩筑安曇農業委員会協議会長から依頼がありました本年度の農業功績者等表彰候補者の推薦につきまして、中山地区、今井地区、島内地区からそれぞれ一人ずつ地域農業振興等功績者表彰候補者を推薦いただきましたので、報告をいたします。

2の推薦を依頼された表彰候補者ですが、地域農業振興等功績者表彰候補者3人、農業委員永年勤続功績者表彰候補者は該当者です。

3の推薦を決定した表彰候補者です。

地域農業振興等功績者表彰候補者としまして、中山地区から農事組合法人縄文の丘中山そば振興会、今井地区から今井東耕地そばの会、島内地区から田美屋株式会社をそれぞれ推薦いただきました。

また、その下の農業委員永年勤続功績者表彰候補者につきましては、8月に退任された前農業委員さんで、4期お務めいただきました笹賀の上條陽一さん、同じく4期お務めいただきました四賀の伊藤修平さん、3期お務めいただきました里山辺の百瀬文彦さん、同じく3期お務めいただきました神林の小松誠一さん、同じく3期お務めいただきました和田の赤羽隆男さん、同じく3期お務めいただきました島内の菅野訓芳さんを報告いたします。

功績表彰等は、62ページから71ページに添付してございます。読み上げはきょうしませんので、お目通しをお願いいたします。

4、松塩筑安曇農業委員会協議会表彰規程は、72ページのとおりです。

5、推薦書の送付につきましては、11月9日付で松塩筑安曇農業委員会協議会長に候補者を推薦いたしました。

今後の予定ですが、表彰者として決定されましたら、こちら、すみません。平成31年ですね。すみません。訂正をお願いします。平成31年2月25日開催の農業活性化推進研修会において表彰される予定であります。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員は挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。  
次に、報告事項のオ、平成30年度全国農業新聞の普及推進結果について、を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
小西補佐。

小西局長補佐 続きまして、資料は73ページになります。  
平成30年度全国農業新聞の普及推進結果について、でございます。  
1、要旨ですが、平成30年10月1日から11月8日までを普及推進特別強化期間と定めまして、全国農業新聞の購読拡大を図っていただきました。その推進結果について報告いたします。  
結果につきましては、資料は20日現在のものになっておりますので、本日配付しました最終の結果表をごらんいただきたいと思います。  
表のとおり、本年度の目標部数168部に対しまして、216部の新規購読を確保していただきましたので、本市の目標の全体の556部を上回る591部という最終結果になりました。お忙しい中、ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。  
結果につきましては、表のとおりでございます。  
なお、今回推進活動いただきました委員さん、33名ということになっておりますけれども、このほかに多くの委員さんご自身では継続的に購読いただいておりますので、申し添えておきます。  
以上です。ありがとうございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員は挙手を願います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。  
委員の皆さんのご協力により購読者をふやし、目標を大幅に上回る成果を上げることができました。各位のご努力に感謝をいたします。  
次に、報告事項のカ、主要会務報告並びに当面の予定について、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

板花補佐。

板花局長補佐

74ページ、75ページになりますので、お願いします。

主要会務報告としまして、1カ月前の10月31日以降の内容でございます。

全体のものとしましては、11月7日に第3回長野県農業委員会大会ということで、30人弱の方ご出席いただいております。

11月21、22日は、農業委員会国内視察研修ということで、埼玉県農業技術研究センター、有害鳥獣の関係の視察、それから東京ビックサイトのほうで野菜・果物ワールドということでご参加をいただいております。

75ページにまいりまして、当面の予定ということでございます。

本日もご案内を申し上げますが、12月10日は第3回農業振興委員会ということで予定をしております。

12月12、13日ということで、松塩筑安曇農業委員会協議会の関係の視察がございます。代議員4人出席ということで報告いただいておりますが、新潟県方面、榑池農業振興会の視察、それから井関新潟製造所の見学という内容でございます。

あと、全体が関係するところでは、12月27日、12月定例総会ということで、年の瀬となりますけれども、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員は挙手を願います。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いします。

小川（松本農業改良普及センター） よろしく申し上げます。

普及センターから、「病虫害発生予察特殊報第4号」と書いてございます4枚つづりの資料を配付させていただきましたので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

3点ほどおつなぎさせていただければと思うんですけれども、最初に病虫害発生予察特殊報第4号の内容なんですけれども、こちらのほうは、11月27日、3日ほど前に病虫害防除所から発表された資料なんですけれども、東信地方で新たなレタスの病気が見つかりましたというような内容です。

ご承知おきのとおり、中信地方でも以前はレタスの根腐病で非常に大打撃

があったレタスの病害虫もあったんですけども、新たにまたレタス黒根病というような仮称がついているんですけども、こういう病気が発生したというか、同定されたというような中身になっております。

それで、詳細はまたごらんいただければと思うんですけども、伝染性の病気でして、現在はまだ仮称という病気ですので、使える登録農薬もないというようなことで、非常に苦慮しているところなんですけれども、幸いにも中信地区ではまだ確認されていないということなんですけれども、今井地区等も今後、非常に心配される病気、警戒しなきゃいけない病気になってくるかと思っておりますので、ご注意くださいと思います。

それで、裏面をごらんいただければと思うんですけども、こちらのほうに写真を掲載させていただきました。図1を見ますと、どういう病気かというか、根腐病にも似ているような感じで、軟腐病にも似ているような感じということで、判断つきにくいんですけども、掘り起こしていただきますと、図の3のとおり、根っこのところがちょっと特徴があるような、しま模様というか、黒くなって、白くなって、黒くなってというような、ちょっとこんなような症状が見られるということです。

また、来年度のことになるかとは思いますが、またちょっとわからないような病害等ございましたら、普及センター等へおつなぎいただければと思います。

1点目は以上です。

続きまして、次の3ページ、4ページをごらんいただければと思います。

ちょっと時期がもう迫っております、非常に恐縮なんですけれども、12月3日、来週の月曜日に農業経営者協会の公開講座がグリーンパルで開催されます。

講師ですけれども、桃山学院大学の島教授にお願いしておるんですけども、この先生、裏面にプロフィールは書いてございますけれども、中国ですとか東南アジアの日本の輸出関係にお詳しい方ということで、以前は東京農大にいらっしゃったんですけども、そのころに学生さんをこの中信地区にお呼びして、農家体験実習を積極的にやられていたというふうなご縁で、今回お見えになるということです。

それで、ちょっとお申し込み、もしよろしければということなんですけれども、ファクス送信表を載せていただいたんですけども、こちらの番号に2日間ぐらいをめぐりに、前日までにご連絡いただければと思います。

それと、5ページですけれども、こちらのほうも11月21日に信州の味コンクールが長野市で開催されたんですけども、松本市内で波田みはらし味の会さんが上位入賞されております。旬ちゃん賞（「おいしい信州フード」キャンペーン推進委員会会長賞）をいただいておりますけれども、「干し柿入りのごんぼ糰」ということで、もう少し手を加えながら商品化されるのではないかとということです、またご賞味いただければと思います。

6ページ以降は、毎月掲載させていただいております気象表等ですので、また後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だより第86号が発行となりましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

窪田委員長。

窪田情報・研修委員長 どうもお疲れさまです。

お手元に委員会だより86号が届いていると思いますので、ごらんをいただければというふうに思います。

若干きょうは中身について説明をさせていただきたいと思いますが、表紙ですけれども、9月に行いました農林業まつりの写真、それからコメントであります。写真につきましては、趣味といいますか、プロ級の腕前を持ちます濱委員さんに撮っていただきましたものであります。それから、コメントは河西委員さんをお願いをして、掲載をさせていただいたところでもあります。

それから、2ページ、3ページであります。新体制になってのそれぞれご紹介ということでもあります。3年前には、会長の挨拶から始まりまして、役員、それから順番に各地区の委員さんを紹介させていただいたんですが、ご案内のとおり、広報まつもとの10月号に会長の挨拶、それから役員の紹介等々掲載させていただきましたので、今回ちょっと体裁を変えまして、エリア別にそれぞれ委員さんを紹介させていただいているところでもありますので、ごらんいただければというふうに思います。

それから、最後のページになりますけれども、よもやまばなし、今回、和田地区の長谷川委員さんをお願いをして、掲載をさせていただいたところでもあります。

最後、編集後記ということではありますが、今までどういうふうな形で進めてきたのかちょっとわかりませんが、どちらかという委員長の専権事項的な部分があったのかなというふうに私、感じております。その中で、委員長だけじゃなくて、ほかの委員の方にもぜひ編集後記を書き添えたいということで提案をさせていただいているところでもありますので、お願いを申し上げたいというのと、どんな企画でどんな内容で掲載したらいいのかというのは、情報・研修委員会の中でも話をしているんですけども、なかなか適当なものが出てこないというようなこともありました。農業振興委員の皆さん方にも、ぜひこんな内容で、こんな企画でというようなご提案をいただければ大変ありがたいかなというふうに思っておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

簡単ですけれども、以上です。

議 長

委員長をはじめ、また委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

板花補佐。

**板花局長補佐** すみません、当面の予定の中で言い忘れておりました。河西委員と丸山委員、12月20日、農地転用の現地調査ということで予定しておりますので、9時ということでお集まりいただいて、おおむね午前中ということですが、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

**河西委員** 都合が悪いので、後でスケジュール調整とかさせていただいても大丈夫ですか。

**板花局長補佐** 齋藤係長と後程相談していただければと思います。  
私のほうからはあと2点ですが、議案と一緒に11月22日付でお送りしておりますが、「災害に強い施設園芸づくり月間の制定に伴う園芸施設共済等の加入推進への協力について」ということで通知を差し上げております。

国において、降雪前の11月と台風前の6月を災害に強い施設園芸づくり月間に制定したということがございます。被害防止に向け技術指導の徹底、それから園芸施設共済の加入推進に注力するよう協力依頼がありました。委員におかれましては、機会をとらえ、農業者の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

それから、2点目ですが、本日机の上にお配りした資料、県のほうから届いたんですが、主要農作物等種子条例の制定に向けた意見ということで配布させていただいております。

平成30年、この4月に主要農作物、具体的には水稲と麦類と大豆を指すんですが、こちらの優良な種子の生産及び普及を促進するための「主要農作物種子法」が廃止されたということがございます、県ではこれにかわる条例の制定を検討中だということがございます。

条例案の作成に当たりまして、意見提出について依頼があったところがございます、もし委員の中でご意見がありましたら、ご提出をということで、12月14日金曜日までに、そこにある様式で、ファクス等で結構ですので、意見がありましたら、お送りいただければと思います。

私からは以上ですが、小西補佐のほうからまだあります。

**小西局長補佐** では、続きまして私のほうから、長くなって申しわけございません。

平成29年の新しい農業委員会手帳、きょう配付してございます。表紙を開いていただいて、左側に身分証明書がそれぞれ入っております、写真を張ってありますが、顔がご自分のと間違いないかだけ、ちょっとご確認をお願いします。大丈夫ですかね。

続きまして、弔慰見舞金の追加の徴収について、でございます。

9月のときに報酬から1人1,000円ずつ徴収させていただきました。ちょっとこのところご不幸とかお見舞いとか続きましたので、12月の報酬からお一人1,000円ずつ、また徴収させていただきますので、ご承知おきください。



そして、もう一つ、活動記録簿の記入について、でございます。

毎月提出していただいております活動記録です。提出率、少しずつ上がってきておりますので、ありがとうございます。

活動距離について、1つお願いあります。定例会とか各種の委員会など、こちらから出席をお願いして、本庁で会議が行われるものにつきましては、こちらで把握ができますので、距離も会計課のほうでご自宅から本庁までの審査を受けておりますので、費用弁償としてお支払いしています。

こちらからお知らせした研修会等ですね。この前の農業委員会大会とか、サンモリッツでよくある研修会なんですけれども、距離が、ご自宅からこの会場まで直接行っていただく場合、私のほうで把握できておりませんので、必ず活動記録を通じて、車の走行距離を書いていただきたいと思います。そうしないと、ちょっとそちら未記入の方は費用弁償としてお支払いできかねますので、その辺、ご理解いただきまして、車等で本庁以外のところで研修会等出た場合は、研修会自体はこちらであることはわかっているんですが、距離がわかりませんので、それぞれ測っていただいて、ご記入をぜひお願いいたします。

地区内のパトロール等も同じで、必ず自分の車を使ったときには、距離のほうを書いていただくようお願いいたします。これもちょっと未記入の場合はお支払いできないことだけ、ちょっとご理解をお願いいたします。

それから、視察研修の精算です。

先日の視察研修の参加、お疲れさまでした。

会計報告を本日、参加した委員さんに配付してあります。

自己負担の部分ですが、ちょっと当初の予定より多少オーバーしてしまいましたけれども、こちらは旅行積立のほうから参加した委員さんについては差し引かせていただきますので、ご承知おきをお願いします。

そして、あと2つは、毎月のお願いですけれども、本日配付しました資料ですけれども、地区の委員さん欠席の場合は、推進委員さん欠席の場合は農業委員さんが、農業委員さん欠席の場合は推進委員さんのほうで必ずおつなぎいただきますようお願いいたします。資料等もお渡しください。お願いいたします。

もう一つです。該当地区の委員さんに全員に配付しております議案説明用の申請書類ですけれども、各申請書類につきましては、この後事務局で回収いたしますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただきたいと思えます。よろしくようお願いいたします。

以上です。

議長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 なければ、以上で本日の案件は全て終了いたしました。円滑な議事進行に

ご協力いただき、ありがとうございました。  
議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長代理 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 2 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 3 番 \_\_\_\_\_